

3月末をもって通常納期限はすべて到来します

市税などの納め忘れはありませんか

税は私たちが安心して健康な暮らしをするための原資（もと）となるものです。福祉や医療・健康対策、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。

本市においては、大多数の皆さんが納期内に納付いただいております。納期内に納めない人がいると、財源不足となり住民サービスに支障をきたすことになるうえ、納期内に納付している人との公平性を欠くこととなります。市税の納め忘れのないよう、皆さんのご協力をお願いします。

市税は納期内納付が原則です

市税などの平成26年度通常納期限は、3月末をもってすべて到来します。市税などの納付は納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送など多額の経費がかかり、その経費も市税で負担することとなります。今後とも、納期内納付にご協力をお願いします。

納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

滞納処分とは、市が滞納者の財産を差押えることです。私債権とは異なり、税を滞納している場合、市は裁判所に訴える必要なく、差押えできます。

なお、1月・2月・3月は「滞納処分（財産差押）強化月間」として、財産の差押えをより強化しています。

市税に滞納のある人は、確定申告による所得税還付金をすべて差押えます

確定申告をしたことにより所得税が還付になる場合、市税に滞納のある人については、差押えの手続きを行ったうえで、すべて市税に充当します。

なお、市税を分割納付いただいている人もすべて差押えの対象となります。

◎滞納処分件数の推移

財産の種類	23年度	24年度	25年度
債権など	678	1,022	1,072
不動産	60	88	48

◎滞納処分の状況（平成26年度） 平成26年12月31日現在

区分	件数
預貯金	731
給与・年金	29
生命保険	29
国税還付金	53
売掛金・賃料ほか	8
不動産	56
計	906
換価による税込	38,302,201円

※滞納処分を執行する際、本人の承諾は必要ありません。また、事前にいつ、どの財産を差押えるか連絡することも一切ありません。

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることができません。まずは、納付できない理由をお聞かせく

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	時間	場所
3月31日(火)	午後8時まで	困取納課

市税の口座振替納付済通知書の廃止のお知らせ

毎年、年度末に送付している市税の「口座振替納付済通知書」を経費節減および省資源化の観点から、今年度から廃止します。振替済の結果は、預貯金通帳への記帳によりご確認をお願いいたします。なお、継続検査（車検）が必要な車両の軽自動車については、これまでどおり送付いたします。ご理解、ご協力をお願いいたします。

廃止する税目	市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税（継続検査の必要のない軽自動車）
廃止しない税目	継続検査の必要な軽自動車税

問合せ ▶ 困取納課 収納整理係（☎内線1084）